

組合は、職員の労に報いた手当創設を継続して求めます

病院長交渉報告 No.3 手当問題

組合ニュース No. 20 (2023. 4. 27)に続き、手当問題について報告します。

栄養管理部に所属する調理師及び臨時用務員を医療職員等特別手当の対象とし、2022年2月に遡求し支給すること

組合 国の制度設計の対象者に栄養管理部の調理師は含まれていませんが、国の指針では「その他医療サービスを患者に直接提供している職種」も対象者に含めるとしています。組合は食事を提供する調理師も患者に直接医療サービスを提供しているとの考えを示しました。本来の手当支給の目的は賃上げです。同じ栄養管理部内で協力して業務に携わる栄養士には手当が支給されるが、調理師が対象外となっていることはモチベーションの低下にも繋がると考えます。

病院側の回答 窓口にいる事務も患者さんと関わっているが対象外だ。元々この手当は看護師が対象だ。対象範囲が広がると本来の最初の制度設計の趣旨が薄らいでいく。2022年10月から診療報酬にはいったが、診療報酬はある程度いっただが梯子はずしがあるというリスクがある。支給している手当が診療報酬上でなくなった場合は病院がもつことになるが、もし支給できなくなれば不利益変更になるので支給停止はできない。将来のことを考えて慎重にしなければならない。

今後の対応 早急に手当支給必要額をシミュレーションさせること等、実現に向けて継続して要求していきます。

ロング日勤を命じられた職員に対する手当の創設

組合 ロング日勤は12時間夜勤が導入された際に設定された勤務です。組合は、拘束時間が12時間と長く夜勤帯とは違う忙しさもあり精神的、肉体的負担が大きいことから導入当初より手当の創設を要求してきました。病院側は手当を支給しない理由として「ロング日勤と夜勤の回数は基本的に同じ回数となり、12時間と16時間の夜勤時間に4時間の差があるが、夜間看護手当は同額(7,600円/1勤務)なので調整されている」と回答してきました。しかし、時短勤務者が夜勤に入ることも増え夜勤者が確保できた一方、ロング日勤はしないという方も増えて、勤務制限をしていないスタッフの中にはロング日勤と夜勤の回数が同じにならない方も増えています。その場合、病院側が手当を支給できない理由とする夜間看護手当で調整されているとは言えません。ロング日勤と夜勤の回数が同数となっていないため不公平だとの声がある現状を伝えました。解決策として組合は、「夜勤専従をしている、していない」で区分している夜間看護手当を「夜勤時間で区分」に見直し、差額をロング日勤手当とすることを提案しました。

現状	夜勤専従をしている	10,000円/1勤務	夜勤専従をしていない	7,600円/1勤務
提案	16時間夜勤をする場合	10,000円/1勤務		
	12時間夜勤をする場合	7,600円/1勤務		
	ロング日勤手当を新設	2,400円/1勤務		

病院長の回答 なんとか給与をあげたい、手当をつけてあげたい気持ちは常々もっている。ただ、現実的に財源を捻出するのは極めて難しい。金沢大学がロング日勤手当を1回あたり1,000円支給しているが、その財源は病院の自助努力だ。病院側が財源を確保できれば手当をつけることができるかもしれないが非常に厳しい。

今後の対応 病院長は、現時点で財源確保が困難で手当の新設ができないことに理解を求めました。組合は、今回提案した見直しを病院側に検討させ実現に向けて継続して要求していきます。

12月29日から1月3日の期間に勤務を命じられた職員に対する手当の創設

組合 大学病院が365日医療を提供することは使命です。しかし、社会全般で休暇にはいって

る時期にも勤務する職員のモチベーションを上げるためには必要な手当と考えていると発言しました。

病院長の回答 手当支給の財源を未来永劫確保できるかどうかという長期的な展望にたった上で対処しないとイケない。エネルギー高騰の煽りの懸念などもあり財政状況が厳しく難しい。

今後の対応 今後も継続して要求していきます。

2022年度過半数代表者選出選挙における信任投票の投票率について

組合 2022年度過半数代表者選出選挙における信任投票で病院事業場の投票率が2021年度56.9%から2022年度47.4%に低下したことについて今後の対応を聞きました。

病院長の回答 事務側は投票率が上がるように何回もアナウンスはしている。信任投票だったが、表現が適切かどうかは別として、その人に託したいとの思いが職員全員から得られているかどうか投票率に直結する。皆さんが選挙の投票に行くかどうかは、選挙の投票の一票に重みを感じてその人にかきたいという思いがあって投票という行動変容が起きる。過半数を代表するという意味で全職員がその人を過半数代表者にしたいという思いを常々思わせるような行動も必要だ。


組合 過半数代表者選挙は、労働基準法の下、労働者の代表を選出する為に使用者側が行なう選挙です。病院長の発言は、投票率の低さを労働者の代表である過半数代表者に責任転嫁していると言わざるを得ません。信任しないのであれば投票の際に信任しないを選択すれば良いのです。投票自体を行なわないことは、そもそも過半数代表者選出選挙に対する意識が低すぎるのが原因ではないでしょうか。その意義についてアナウンスすることは使用者側の義務です。

今後の対応 2023年11月にも行なわれる予定の選出選挙での使用者側の対応を注視します。

新規加入者「歓迎会」を4年ぶりに開催！！

組合ニュース No. 17でご案内しておりますが、4年ぶりに歓迎会を開催します。4月に組合に加入された皆さんと2019年5月以降に加入された皆さんをご招待しております。部署や職種を超えた組合員相互の親睦を深めましょう！！お誘い合わせの上、ご参加ください。

日時 5月19日(金) 18時30分～20時30分
場所 メルパルク熊本 2階「有明」
会費 ご招待者 無料 ご案内状、ご招待券をお送りしています。
一般 1,000円
申込先 医学部支部事務所にメールでお申し込みください。
申込締切 5月11日(木)

組合ニュース	No. 21	熊本大学教職員組合医学部支部	
	2023. 4. 28	内線 5858 メール m-kumiai@union.kumamoto-u.ac.jp	